

事前確定届出給与に関する届出書

Q : 事前届出により損金算入が認められる役員給与の届出様式が公表されたそうですが、どのような内容のものですか？

A : 届出書の他に付表1事前確定届出給与等の状況、付表2事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の状況も公表されました。

【解説】

今年度の税制改正で、役員に対する臨時的な給与でも事前に届出した給与については損金の額に算入できることとなりましたが、その届出の様式がこのほど国税庁から公表されました。アドレスは次のとおりです。

<http://www.nta.go.jp/category/yousiki/houjin/annai/5104.htm>

届出に必要な記載事項は、次の9項目です。

- ① 支給対象となる者の氏名及び役職名
- ② 支給時期及び各支給時期ごとの支給金額
- ③ 支給時期及び支給金額を定めた日並びに定めを行った機関
- ④ 職務執行を開始する日
- ⑤ 定期同額給与としない理由及び支給時期とした理由
- ⑥ 事前確定届出給与以外の給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
- ⑦ 前会計期間の支給対象者の給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
- ⑧ 事前確定届出給与対象者以外の役員に対する給与の支給時期及び各支給時期における支給金額
- ⑨ その他参考になるべき事項

